

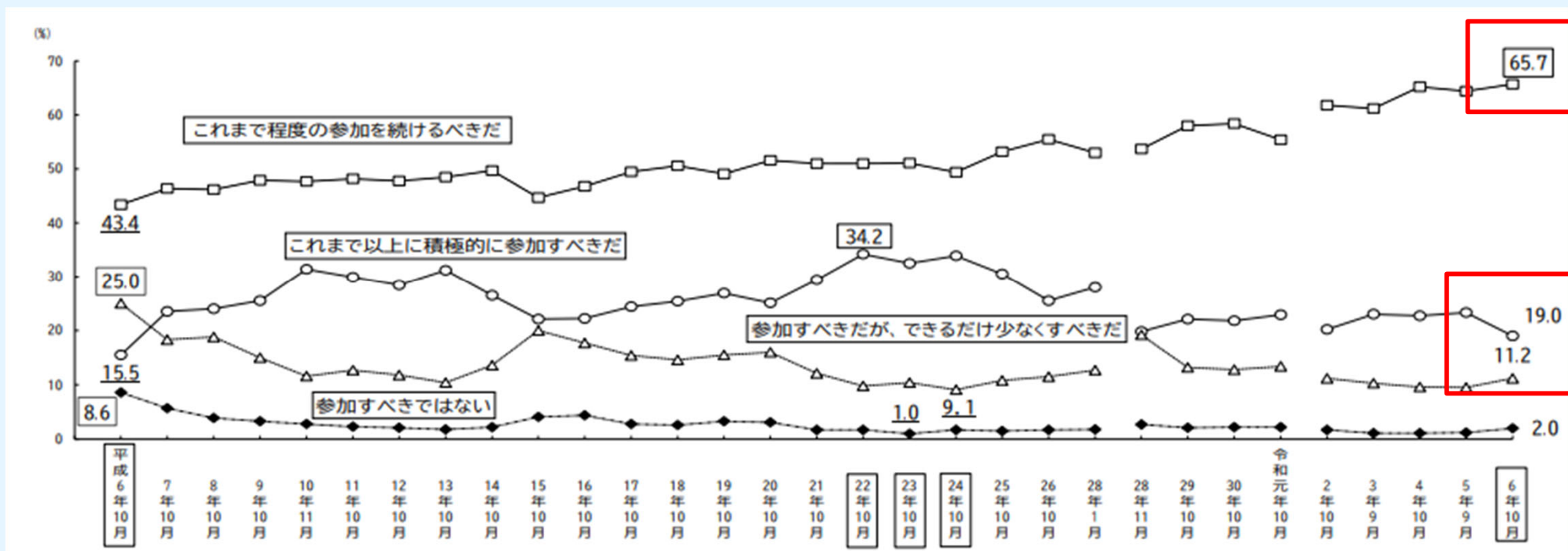
「今後の国際平和協力の 在り方に関する研究会」 参考資料

令和7年3月21日
国際平和協力本部事務局

外交に関する世論調査

国連平和維持活動などへの参加についての考え方

- 内閣府政府広報室実施の「外交に関する世論調査」は、日本が国連平和維持活動などへ参加すべきかについて、国民の考え方を毎年調査している。
- 以下のグラフのとおり、「これまで程度の参加を続けるべきだ」は65.7%と回答の中で最も多かった一方、「これまで以上に積極的に参加すべきだ」は前回調査と比べ減少している。

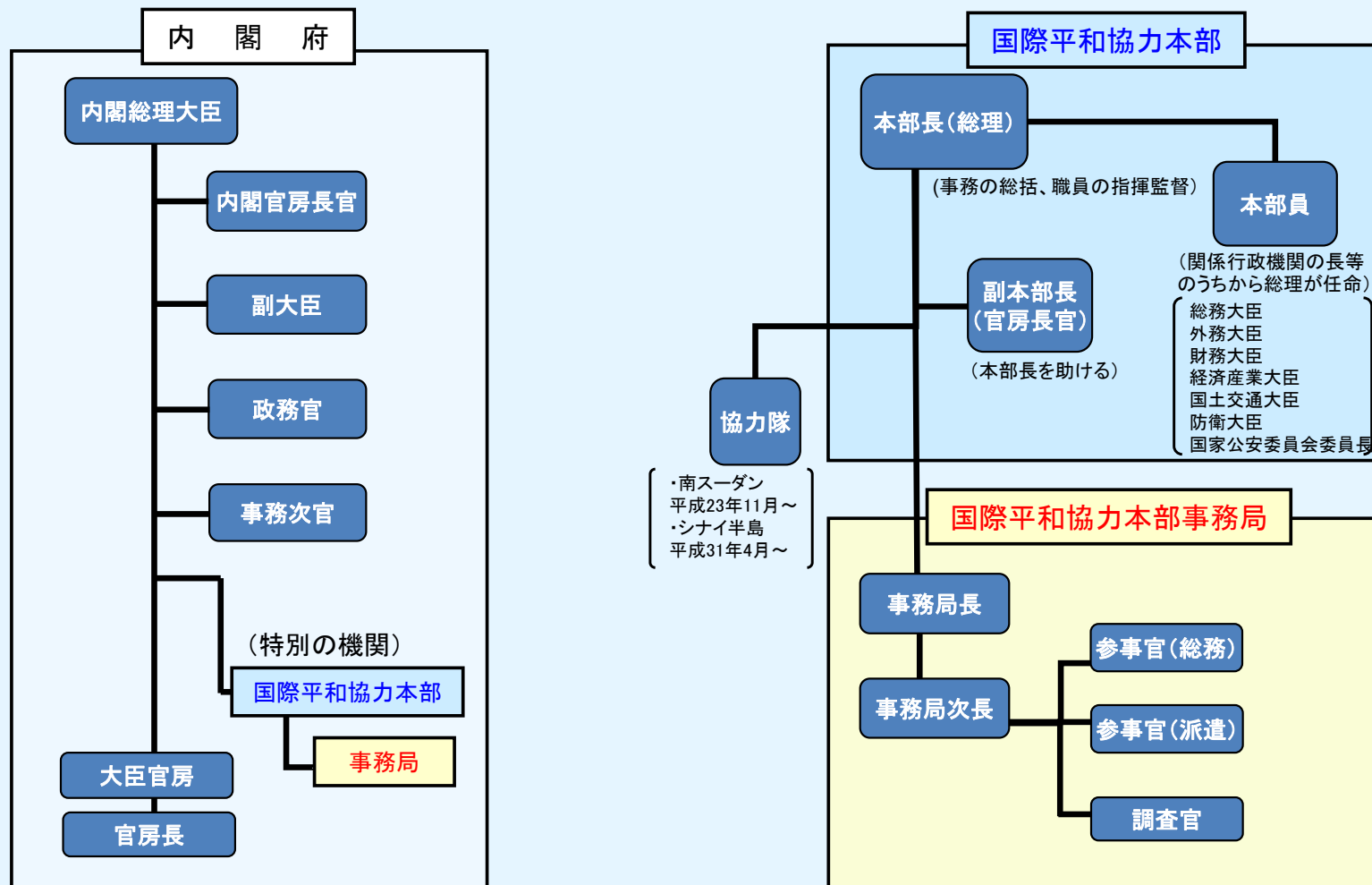


出典：外交に関する世論調査（令和6年10月調査）

※令和元年10月調査までは、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和2年10月調査以降との単純比較は行わないことに留意。
また、平成27年度までは、調査対象者の年齢が20歳以上であったが、平成28年度以降は18歳以上の方を調査対象に実施している。

国際平和協力本部事務局について

- 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（国際平和協力法）に基づき、1992（平成4）年に設置。
- 総理を本部長とし、官房長官を副本部長、関係行政機関の長などを本部員とする国際平和協力本部の事務を担当。
- 予算規模は約7億円。



国際平和協力本部事務局の業務概要

- 国際平和協力法に基づき、人的協力(国際平和協力業務)及び物的協力(物資協力)に関する業務を実施。4つの形の活動が実施可能。

国際連合平和維持活動
(国連PKO)

国際連携平和安全活動

人道的な国際救援活動

国際的な選挙監視活動

人的協力(国際平和協力業務)

国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動のために実施される業務

- ・ 停戦の監視等(停戦の遵守状況の監視、緩衝地帯における駐留・巡回等)
- ・ 選挙・投票の監視等
- ・ 警察、矯正行政事務の監視、行政事務に関する助言・指導 等
- ・ 紛争による被災民の救出、紛争被害の復旧 等

人道的な国際救援活動のために実施される業務

- ・ 紛争による被災民の救出、紛争被害の復旧 等

国際的な選挙監視活動のために実施される業務

- ・ 選挙・投票の監視等

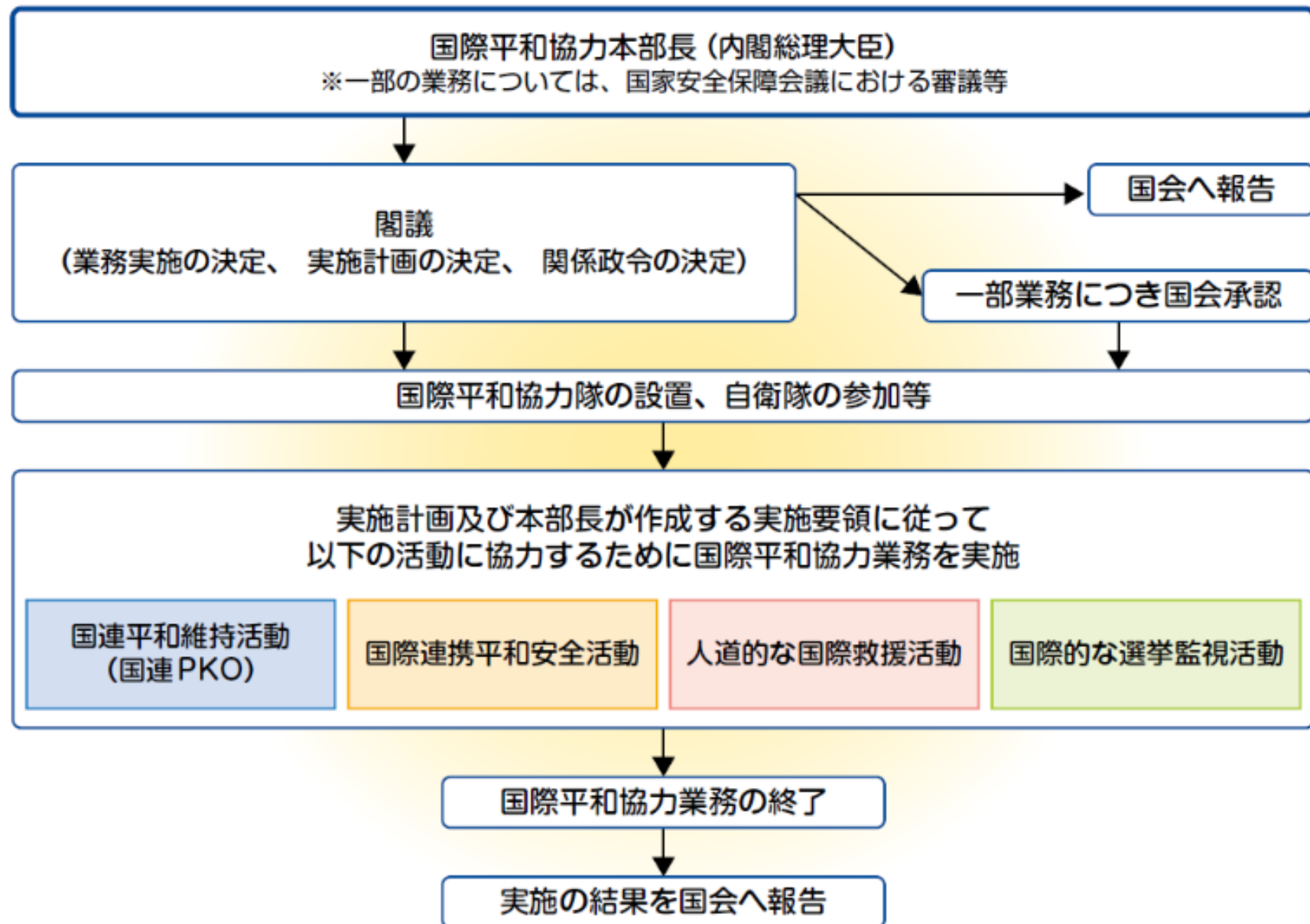
PKO参加5原則

1. 停戦合意
2. 受入同意
3. 中立性
4. 上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は撤収すること
5. 必要最小限の武器使用

物的協力(物資協力)

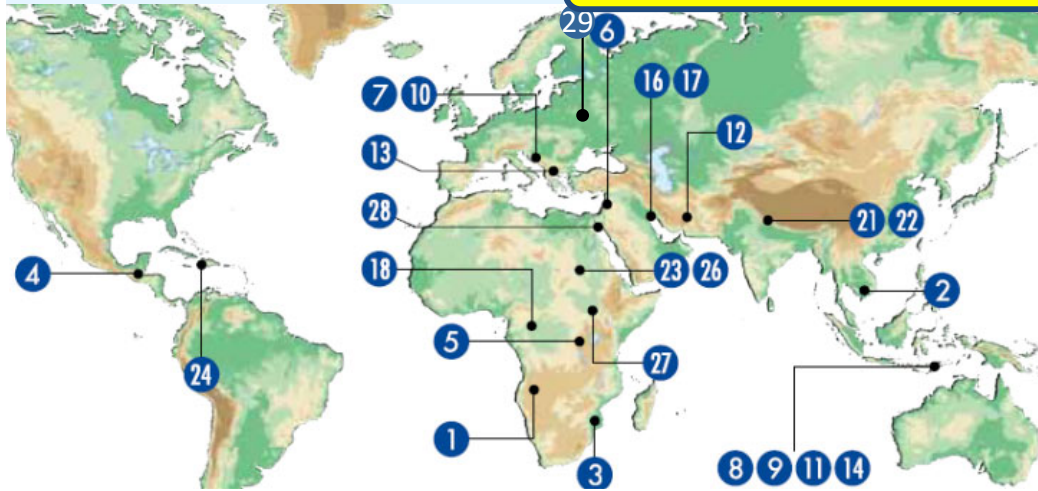
- ・ 国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又は国際的な選挙監視活動を行っている国際連合等に対して物品を無償又は時価よりも低い価格で譲渡

国際平和協力業務の仕組み



国際平和協力業務の実績

(2025年2月現在)



	派遣期間	主な派遣先	主な業務分野
1	1992.9～10	アンゴラ	選挙監視
2	1992.9～1993.9	カンボジア	停戦監視等
3	1993.5～1995.1	モザンビーク	輸送調整等
4	1994.3～4	エルサルバドル	選挙監視
5	1994.9～12	ルワンダ周辺	難民救援等
6	1996.1～2013.2	ゴラン高原周辺	輸送等
7	1998.8～9	ボスニア・ヘルツェゴビナ	選挙監視
8	1999.7～9	インドネシア	文民警察
9	1999.11～2000.2	インドネシア	東ティモール避難民救援空輸
10	2000.3～4	ボスニア・ヘルツェゴビナ	選挙監視
11	2001.8～9	東ティモール	選挙監視
12	2001.10	パキスタン	アフガニスタン難民救援空輸

国連平和維持活動(国連PKO)

国際連携平和安全活動

人道的な国際救援活動

国際的な選挙監視活動



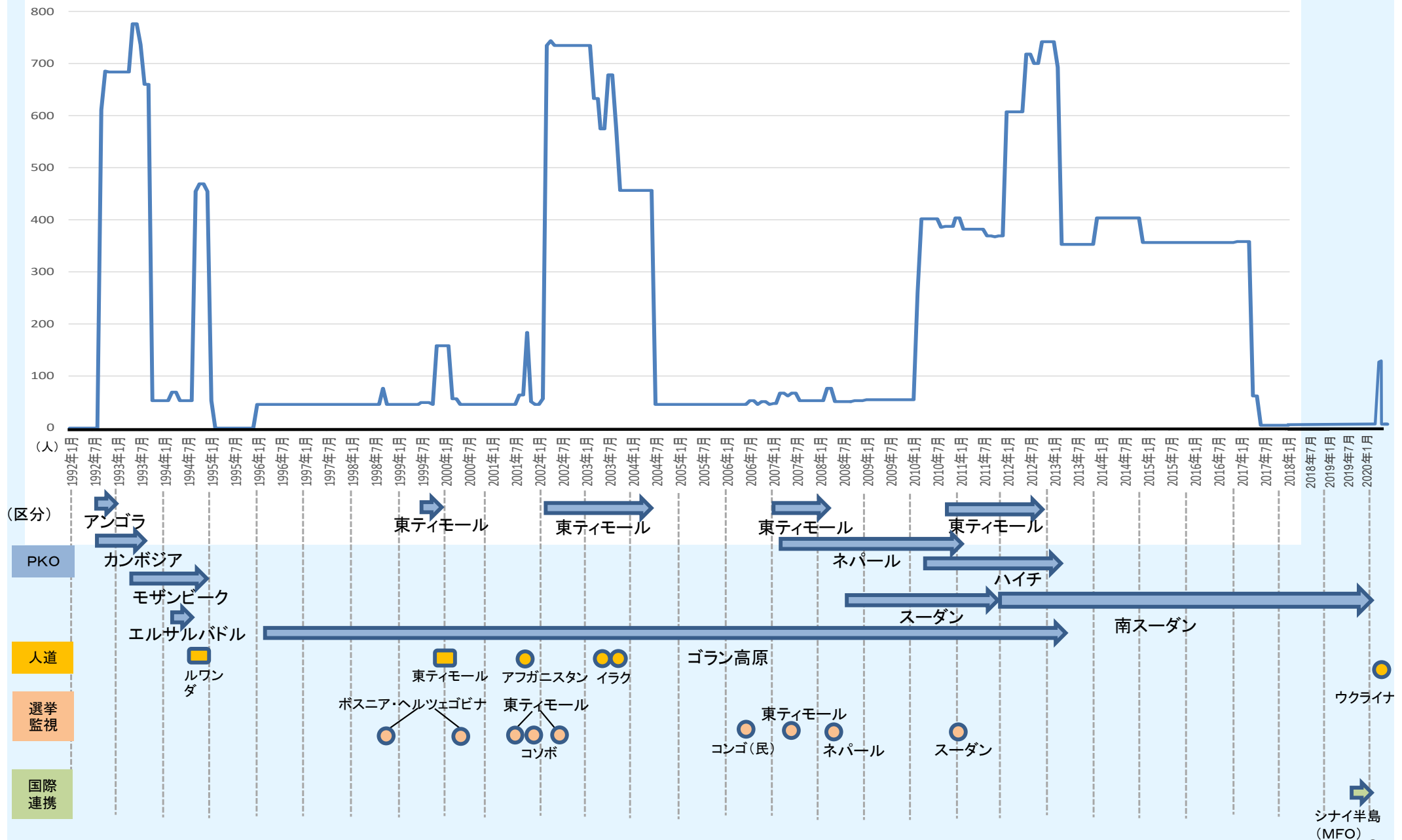
は、現在対応中の業務

13	2001.11	ユーゴスラビア(当時)	選挙監視
14	2002.2～2004.6	東ティモール	施設部隊等
15	2002.4	東ティモール	選挙監視
16	2003.3～4	ヨルダン	イラク難民救援空輸
17	2003.7～8	ヨルダン等	イラク被災民救援空輸
18	2006.7～11	コンゴ民主共和国	選挙監視
19	2007.1～2008.2	東ティモール	文民警察
20	2007.3～7	東ティモール	選挙監視
21	2007.3～2011.1	ネパール	軍事監視
22	2008.3～4	ネパール	選挙監視
23	2008.10～2011.9	スーダン	司令部要員
24	2010.2～2013.2	ハイチ	施設部隊等
25	2010.9～2012.9	東ティモール	軍事連絡要員
26	2010.12～2011.1	スーダン	選挙監視
27	2011.11～	南スーダン	施設部隊(2012-2017まで)、司令部要員
	28	2019.4～	エジプト及びイスラエル
	28	2019.4～	エジプト及びイスラエル
29	2022.5～6	ポーランド及びルーマニア	ウクライナ被災民救援空輸

国際平和協力法に基づく派遣人数の推移

➤ 現在までの派遣人数合計(延べ人数)は約12,700名

(注:連絡調整要員の数は含まない)

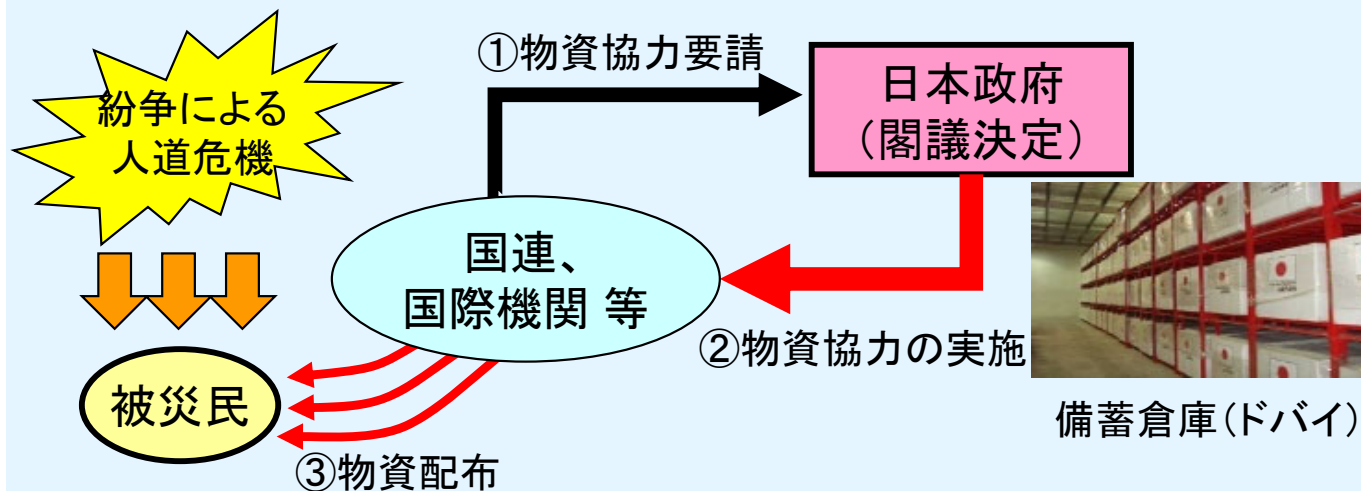


※区分欄の「PKO」は国際連合平和維持活動、「人道」は人道的な国際救援活動、「選挙監視」は国際的な選挙監視活動、「国際連携」は国際連携平和安全活動を指す。

物資協力の仕組み

- 国連その他国際機関等からの要請を受け、閣議決定を経て協力を実施
- 迅速・的確に対応するため、基本5品目(テント、毛布、給水容器、ビニールシート、スリーピングマット)をドバイの倉庫に備蓄

物資協力の流れの例



テント



スリーピングマット



毛布



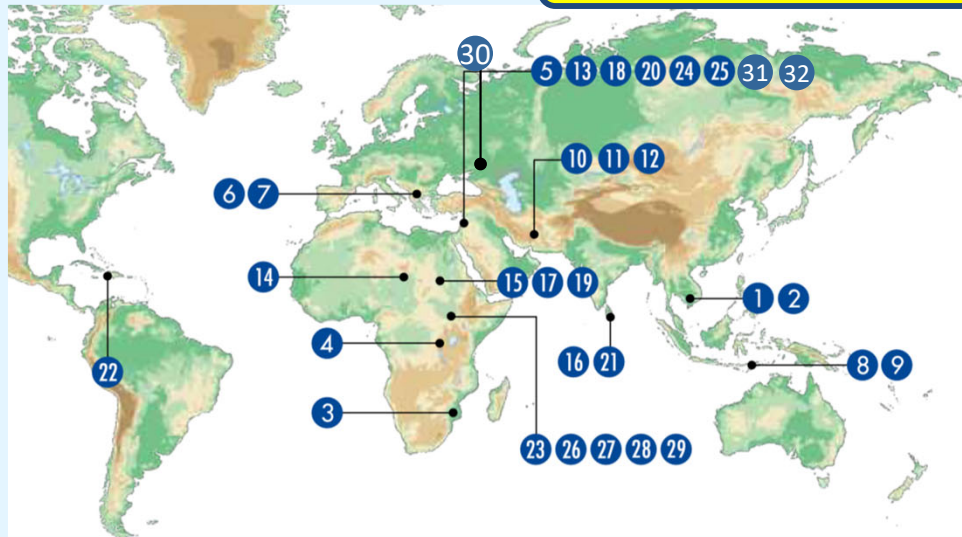
ビニールシート



給水容器

物資協力の実績

(2025年2月現在)



国連平和維持活動(国連PKO)

国際連携平和安全活動

人道的な国際救援活動

	閣議決定	協力対象地域	協力品目
1	1992.9	カンボジア	テレビ、ビデオ等
2	1993.1	カンボジア	小型ラジオ等
3	1994.7	モザンビーク	テレビ、ビデオ等
4	1994.8	ザイール(当時)	医薬品、テント等
5	1995.12	ゴラン高原	プレハブ資機材一式
6	1999.4	アルバニア等	テント
7	1999.4	アルバニア等	毛布等
8	1999.6	東ティモール	ラジオ
9	1999.10	インドネシア等	テント、毛布等
10	2001.3	アフガニスタン	テント、毛布等
11	2001.10	パキスタン	テント、毛布等
12	2001.10	パキスタン	テント
13	2003.3	ヨルダン等	テント

	閣議決定	協力対象地域	協力品目
14	2004.10	チャド	テント
15	2005.7	スーダン	地雷探知機等
16	2006.10	スリランカ	スリーピングマット等
17	2007.11	スーダン等	毛布等
18	2007.12	イラク	テント
19	2008.10	スーダン	小型浄水器
20	2009.1	ガザ地区	毛布等
21	2009.5	スリランカ	テント、給水容器等
22	2012.12	ハイチ	プレハブ式建物等
23	2013.1	南スーダン	テント、毛布等
24	2013.1	ゴラン高原	トラック、牽引車等
25	2013.12	イラク等	テント、給水容器等
26	2013.12	南スーダン	5.56mm普通弾
27	2014.3	南スーダン	テント、ビニールシート
28	2017.5	南スーダン	重機、車両等
29	2019.12	南スーダン	テント、毛布等
30	2022.4	ウクライナ等	毛布、ビニールシート等
31	2024.1	ガザ地区	毛布、ビニールシート等
32	2024.11	レバノン	毛布、ビニールシート等

国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）への司令部要員派遣

1. UNMISS（United Nations Mission in the Republic of South Sudan）概要

- 2011年7月8日、国際連合安全保障理事会は、決議第1996号を採択し、平和と安全の定着及び南スーダン共和国における発展のための環境の構築の支援を任務とするUNMISSの設立を決定。翌9日、南スーダン共和国の独立とともにUNMISSを設立。
- 主な活動内容は、①文民保護、②人道支援実施に資する環境作り、③再活性化された衝突解決合意及び和平プロセスの履行支援、④国際人道法違反及び人権侵害に関する監視、調査及び報告。

2. 経緯

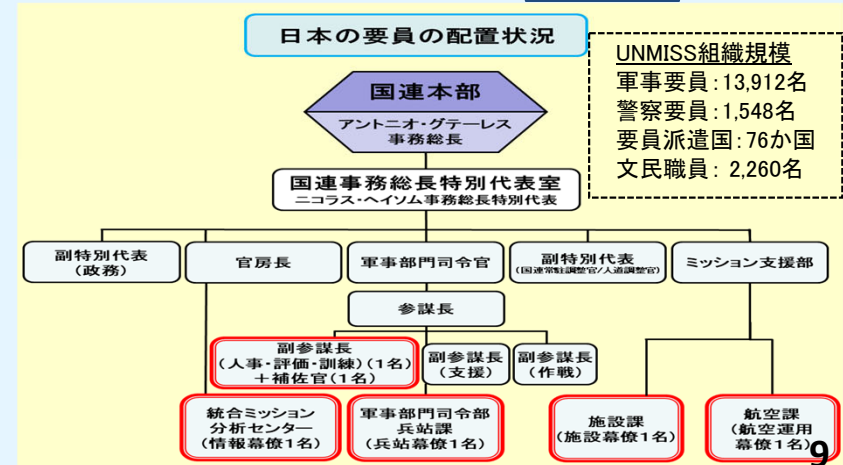
- 決議第1996号の採択を受け、国連から我が国に対して要員の派遣の要請があり、2011年11月15日、国際平和協力法に基づき、UNMISS司令部要員として、自衛官の派遣を閣議決定。同年12月4日から現地で活動開始。
- 2012年1月からは、自衛隊の施設部隊が派遣され、道路等のインフラ整備等を行い、2017年5月末に活動終了。

3. 派遣の意義

- UNMISSは、現在、我が国が要員派遣している唯一の国連PKOであり、国連による平和のための努力への関与の継続のため、要員派遣は重要。
- 国際分野における人材育成機会の確保と国際平和協力分野の知見・経験蓄積にも資する。

4. 派遣内容

- 派遣要員：
 - UNMISS司令部要員 6名（首都ジュバ）
（UNMISSの活動に関する人事及び教育訓練、兵站、情報、施設、航空運用の各業務に関する企画・調整等を実施）
 - 連絡調整要員 1名（首都ジュバ（在南スーダン日本大使館））
（注：連絡調整要員はUNMISSの要員ではないが、UNMISS司令部に派遣されている我が国要員の支援に従事）
- 実施計画上の派遣期間： 2025年6月30日まで



多国籍部隊・監視団(MFO)への司令部要員派遣

5月
事務局

1. MFO(Multinational Force and Observers)概要

- MFOは米国の強い関与の下、エジプト・イスラエル平和条約(1979年)及びMFO設立議定書(1981年)に基づき設立された国際機関で、1982年からエジプトのシナイ半島で活動。
- 主な活動内容は、エジプト・イスラエル間の停戦監視活動、両国間の対話・信頼醸成の促進の支援。

2. 経緯

- 2015年秋頃以降、累次、MFOから我が国に対して司令部要員の派遣の要請があり、2019年4月2日、国際平和協力法に基づき、MFO司令部要員として、自衛官の派遣を閣議決定。同年4月30日から連絡調整部において2名が活動開始。
- MFOからの要請を受け、2023年5月12日、施設分野を担当する司令部要員として自衛官2名の追加派遣を閣議決定。同年6月末に出国し、7月から後方支援部において2名が活動開始。
- 現在、計4名の司令部要員が現地で活動中。

エジプト・シナイ半島地域図



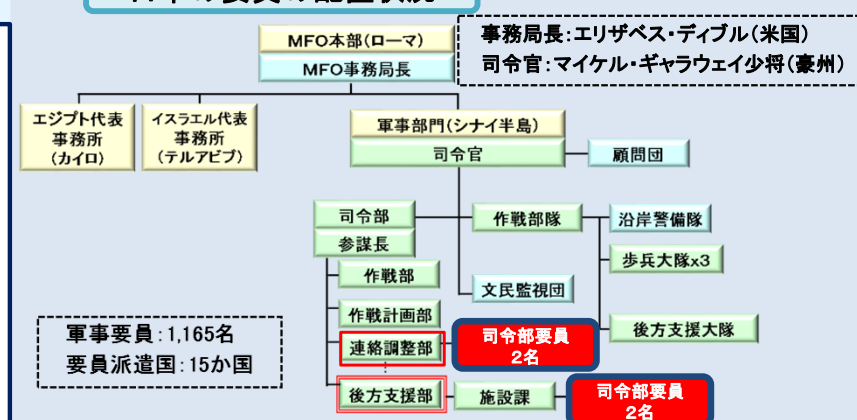
3. 派遣の意義

- 平和安全法制に基づく「国際連携平和安全活動(非国連続括型)」の初事例。
- 我が国の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に資する。
- 他の要員派遣国(米国等14か国)との連携の促進。人材育成の機会の確保。今後の国際平和協力の推進にとって有益な知見の蓄積。

4. 派遣内容

- 派遣要員:
 - **MFO司令部要員 4名**(シャルム・エル・シェイク(シナイ半島南部))
(エジプト・イスラエルとMFOとの連絡調整業務に従事する連絡調整部副部長と連絡調整部員、施設業務に従事する後方支援部員2名)
 - **連絡調整要員 1名**(首都カイロ(在エジプト日本大使館))
(注:連絡調整要員はMFOの要員ではないが、MFO司令部に派遣されている我が国要員の支援に従事)
- 実施計画上の派遣期間: 2025年11月30日まで

日本の要員の配置状況



ウクライナ被災民救援国際平和協力業務の実施結果

- 「ウクライナ被災民救援国際平和協力業務実施計画」に基づき、2022年5月1日から、C-2輸送機等によるUAE(ドバイ)からポーランド及びルーマニアまでの人道救援物資の輸送を、週1便程度実施。
- 同年6月27日までの計8便で、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) の備蓄倉庫から毛布1.7万枚、ビニールシート1.2万枚のほかソーラーランプ、キッチンセットの4品目、計約103トンを送付。
- 計画期日(同年7月15日)をもって終了。実施の結果については、同年8月5日に国会に報告。



ルーマニアにおける引渡し式



回数		運航期間	仕向地	輸送品	輸送重量
第1便(C-2)	入間	5/1～5/6	ポーランド(ジェシュフ)	ビニールシート	約23.6トン
第2便(C-2)	美保	5/11～5/16	ルーマニア(ブカレスト)	ソーラーランプ	約 7.4トン
第3便(C-2)	入間	5/18～5/23	ポーランド(ジェシュフ)	毛布	約 6.3トン
第4便(C-2)	美保	5/25～5/30	ルーマニア(ブカレスト)	毛布	約 6.3トン
第5便(KC-767)	小牧	6/1～6/6	ポーランド(ジェシュフ)	ビニールシート	約23.4トン
第6便(C-2)	美保	6/8～6/14	ルーマニア(ブカレスト)	毛布	約 6.3トン
第7便(KC-767)	小牧	6/15～6/20	ポーランド(ジェシュフ)	キッチンセット	約23.4トン
第8便(C-2)	入間	6/22～6/27	ルーマニア(ブカレスト)	毛布	約 6.3トン
合計					約103トン



ルーマニアにおける物資の積み下ろし



UNRWAによるパレスチナ被災民支援活動に対する物資協力

- 2024年5月、ガザ地区において人道的な国際救援活動を行っている国際連合パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）に対し、我が国がドバイに備蓄していた物資（毛布5,000枚、給水容器10,000個、ビニールシート4,500枚、スリーピングマット8,500枚）を提供



引渡し式



支援物資

UNHCRによるレバノン被災民支援活動に対する物資協力

- 2024年11月、レバノンにおける被災民を支援するために、人道的な国際救援活動を行っている国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）に対し、我が国がドバイに備蓄していた物資（毛布6,500枚、ビニールシート2,500枚、スリーピングマット6,500枚）を提供



引渡し式



支援物資

国家安全保障戦略における記載
(2022年12月16日 国家安全保障会議決定・閣議決定)

我が国が国連平和維持活動(PKO)等の分野で長年貢献をしてきた国際平和協力は、国際社会の平和と安定に資するとともに、他の要員派遣国との連携促進及び我が国の人材の育成にも繋がるものである。要員派遣や能力構築支援の戦略的活用を含む多様な協力について引き続き積極的に取り組んでいく。

概要

国連PKOを支えるために2015年に立ち上げられた、国連、支援国、要員派遣国の三者が互いに協力し、PKOに派遣される要員の訓練、必要な装備品の提供を行う協力枠組み。

国連PKOでは、要員（そのほとんどが発展途上国出身）に必要とされる技術・能力や装備品が不足していることが、PKOの安全性・実効性の観点から深刻な問題に。

PKOのニーズや能力ギャップを把握する立場にある国連自身が訓練内容を企画・運営し、技術とリソースのある支援国がプログラムへの拠出、教官派遣、装備品の提供をすることでニーズに基づいた効果的な貢献を可能とする枠組み。

2015年からアフリカ工兵訓練が開始され、2018年から対象地域をアジアに拡大。また、2019年から訓練分野を医療分野に拡大したほか、通信要員の訓練なども実施。2021年から遠隔医療をPKOミッションに導入するプロジェクトを開始。

日本の貢献

2014年PKOサミットにおいて、安倍総理（当時）はPKOの早期展開のための支援策を表明。以来、日本はこの国連三角パートナーシップ・プログラムをその旗振り役として推進。

これまで、工兵（施設）及び医療分野の教官等として自衛隊員等387名を派遣。うち、PKO事務局からは工兵（施設）分野の訓練に連絡調整要員として延べ14名を派遣。

広がる訓練地域・分野



2015年からアフリカ工兵（施設）分野の訓練を実施。2018年からアジアにも拡大。



ミッション活動に不可欠な情報通信分野の訓練。2021年からドローン訓練を開始。



2019年から医療分野の訓練を開始。



広がる協力国

日本に加え、韓国、スイス、ブラジル、モロッコが工兵訓練を実施。

ウガンダ、ケニア、モロッコ、ルワンダ、ベトナム、インドネシア、カンボジア、ブラジルが訓練施設を提供。

日本に加え、イスラエル、インド、韓国、豪州、カナダ、デンマーク等が資金拠出。

概要

国際平和協力研究員制度は、国際連合を中心とする国際平和のための努力において文民の果たすべき役割が増大しつつある状況に鑑み、内閣官房長官主催の「国際平和協力懇談会」(座長:明石康・元国連事務次長)の提言を踏まえ、2005(平成17)年度に内閣府の事業として発足。同研究員は、国際平和協力本部事務局所属の国家公務員(非常勤職員)として雇用される。

下記2つを柱として、将来的に国際平和協力分野で活躍できる人材の育成を目的としている。

1. 国際平和協力分野における研究業務
2. 国際平和協力本部事務局の支援業務



国連PKO三角パートナーシップ・プログラムへの参加



国際平和協力シンポジウム



エチオピア平和支援訓練センターへの講師派遣



国際平和協力隊員(司令部要員)を対象とした派遣前研修